

令和4年度 厚生労働科学研究費補助金  
(成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業 (健やか次世代育成総合研究事業))  
子どもの死亡を検証し予防に活かす包括的制度を確立するための研究  
分担研究報告書

主要課題 1. 子どもの死亡に対応する包括的な仕組みの基盤策定

チャイルド・デス・レビューに必要な法整備についての検討

研究分担者	沼口 敦	名古屋大学医学部附属病院 救急・内科系集中治療部
	竹原 健二	国立成育医療研究センター研究所 政策科学研究部
	仙田 昌義	国保旭中央病院 小児科
研究協力者	小佐井 良太	福岡大学 法学部
	松原 英世	甲南大学 法学部
	河村 有教	長崎大学 多文化社会学部
	矢竹 暖子	国立成育医療研究センター研究所 政策科学研究部

### 研究要旨

CDR の整備について課題の整理と解決のため、法学者と医学者による探索的検討を行った。

CDR は、亡くなったこどもの事例から社会に潜在的に存在する課題を抽出し、予防策を積み上げていくことで、こどもにとって安全な社会をつくっていく取組である。予防策の積み上げに重点を置かれていることが、死因究明とは異なる目的である。現在、CDR は自治体のモデル事業として実施されているが、その取組の評価指標については、今後検討が必要と考えられる。また、CDR の検証対象について、選択バイアスが生じないように一定の基準を示すことも必要と考えられた。

#### A. 研究目的

これまで、わが国の CDR モデル事業における検証会議の観察によって、法学者等により 2 つの課題が示されてきた。

(課題 A) 関係機関 (捜査機関等) が必要な情報をそもそも十分に収集できていない問題という、わが国の死因究明制度の抱える課題、

(課題 B) 関係機関が既に収集した情報を CDR に十分な形で提供・共有できていない問題という、現在取り組まれる CDR の抱える根本的な課題である。

法学的な観点からは、情報収集の裁量権が残されることで「調査への非協力を選択できる」余地が発生し担当者間の格差が生じる懸念があるため、これを回避する立法が目指されるべ

きと意見された。一方医学的な観点からは、死に至る過程は極めて多様で個人差が大きく、裁量権のない一律の対応では過剰あるいは過少な調査に偏る懸念がある。

このように、CDR を推進するためには、死因究明における課題の整理と、その解決が模索されることが重要である。本研究は、この探索を目的とする。

#### B. 研究方法

死因究明に関して法学的検討をすすめる法学者と、CDR の体制整備について検討をすすめる医学研究者が、複数回の討議により現状における課題を抽出し整理した。

## C. 研究結果 および D. 考察

### 1. CDR と死因究明との関係の整理について

かつて CDR が「子どもの死因究明」と仮に呼称された（現在は「予防のためのこどもの死亡検証」）ことから推察されるように、死因究明（事業）と CDR（事業）は混同されやすい。特に CDR に特徴的な部分を中心に両者を比較し、その相違点について明らかにしたい。

外因死あるいは不詳の死が中心的な議題として取り上げられやすいことは、両者に共通する特徴である。ただしそれ以外の死（内因死）をどう扱うかが異なる。CDR は、内容によって扱いかたの濃淡があったとしても、基本的には子どもの死亡すべてを対象とする。このうち内因死に対しては「(CDR で) 扱うか扱わないか」ではなく「どこまで掘り下げるか」「何を議題にするか」が探索されている。一方、死因・身元調査法は、警察等が取り扱う死体について、死因又は身元を明らかにするための措置に関し必要な事項を定めることにより... 遺族等の不安の緩和又は解消及び公衆衛生の向上に資し、もって市民生活の安全と平穏を確保することを目的とするとされ、同法に基づく死因究明は、犯罪死体又は変死体以外の警察の取り扱う死体が対象とされる。死因究明推進基本法には、医療の提供に関連して死亡したものの死因究明にかかる制度については、別に法律で定めるところによるとされる。医療の提供に関連して発生した医療事故等は、医療法に定める医療事故調査制度で検証されるが、医療の提供があるが医療事故等によらない内因死(病死・自然死)について明確な規定が見当たらない。これらについて、どのように死因究明を提供するか探索が望まれる。

子どもの死について情報を収集する点は、両者に共通するプロセスである。ただし収集する情報の種類が異なる。死因究明のために諸機関が死者および遺族、周辺環境に対して直接調査を行い収集する新規情報も多く包含される。このことから、死因究明について探索する際には、

どのような情報をどこまでを対象としてどのような手段で取得するかも重要な課題と考察される。一方 CDR では、関係する諸機関に対して調査を行い、主として当該機関が既に保有する既存情報を収集することが念頭に置かれ、遺族等に対して新たな一次情報の調査を行うことは現在のところ想定されない。そのため、CDR の制度構築においては、どの範囲の関連機関からどのような根拠で情報を取得するかが課題になる。また、収集した情報の解釈のありかたにも違いがあるように思料される。特に司法捜査の一環として行われる死因究明においては、真実の追及が最大目的であるため、真相究明が重要な関心事項である。これに対して CDR は予防策を創出することが大きな目的であり、その真偽にかかわらず、予防に資する情報は幅広く収集することが期待される。

情報に基づいて検証を行う点も、両者に共通するプロセスである。いずれも、日常業務で協働するとは限らない複数職種による意見交換が行われる。ただし先述のとおり、検証の目的と得られるべき結論が異なる。死因究明の目的は、死亡の原因、推定年月日、場所等を明らかにすることである。これにおいて医学的な原因を明らかにすることは、病態の成り立ちを解明し、診療の質の改善や医学の発展に寄与する。法医学が担当する剖検の多くを司法解剖が占め、死に至った事象に対する責任の所在の同定も期待される。ここでは情報の真偽を含む合理的な判断に大きな関心が寄せられる。一方、CDR の目的は社会の安全確保のため具体的な施策を提案することにある。たとえ当該死亡に与えた影響が大きい事項であつても、そこから導出される予防策が子どもにとって安全な社会を作っていくことに対して影響を与えうる可能性がある。そのため CDR の議論は、より幅広く多方面からの視点で議論をすることが重要である。

このスタンスの違いを明確に示し、広く理解と納得を得ることが、CDR が事業として社会に

違和感なく参入するため必須である。

## 2. CDR の有用性は何か

CDR が社会に受け入れられるためには、その必要性が理解されなければならない。

CDR は個人のためというより公のために行う事業であり、この点は死因究明と同様である。このような CDR がどのように「生きているこどものためになるか」を示していく必要がある。

本来は死ぬべきではないこどもが死に至らしめられる場面には、死亡診断書に記載されている死に直結した原因だけではなく、潜在的な危険因子が多数に含まれていることが推察される。この危険因子は当該死者だけでなく生者の周辺にも潜在するものであるため、これを放置することは「こどもが安全安心に生きる権利を潜在的に脅かす」行為といえる。すなわち CDR は、こどもに対する潜在的な危険因子を発見し、それに対する対策を積み上げていくことで、こどもにとって安全な社会を作ってゆき、こどもの権利擁護に大きく寄与する事業であると考えることが相当であろうと考察された。

CDR における目標について、わが国における「防ぎうる子どもの死 (Preventable Death; PD)」を予防することを最終目標とした場合に、我が国においてはこどもの死亡はそもそも少なく、最近の 10-20 年で PD は 1/10-20 に激減している。安全性が高い我が国においては、「PD の減少」というアウトカムにおいては CDR の有効性を示すことは困難である。だが、こどもの安全のための取組は地域によってさまざまであり、「こどもにとって安全な社会」を作るための CDR は地域における危険因子を抽出するためには必要である。今後は CDR にとって具体的な指標について、どのような数値で評価し得るか、検討が必要であると考えられる。

## 3. CDR の広報に関する課題

課題 B 「関係機関が既に収集した情報を CDR に十分な形で提供・共有できていない問題」を

さらに細かく要因分析すると、法的課題 (CDR に対して情報提供することは、刑事訴訟法および個人情報保護法等に抵触するとの懸念がある) と人的課題 (CDR に対して情報提供して該当事例が検証されることは遺族心情を害する懸念があるとする、関係機関及び担当者レベルでの CDR に対する理解もしくは認識不足、死亡事案を取り扱うことへの消極的な姿勢、遺族心情への対処に関する問題等) の大きく 2 点に整理された。

前者に対しては、情報の提供・共有に根拠を与えるための立法的解決を要する。また後者に対しては、CDR の公益性 (公益に資する事業としての CDR) を法にも明記のうえ、個人の感情に影響されない程度に頑強な制度設計と運用、さらには遺族に対する十分な説明の機会とケアの体制整備によって緩徐に解決を模索することが望ましいと考察された。

## 4. CDR モデル事業の展開についての方針

現在根拠法が伴わない CDR (モデル事業) には、実務的には大きな制約があり、今後も類似の状況が想定される。今後の全国展開の過程では、CDR の目的に鑑みて、課題の解決に向けた議論が必要であると考えられる。

これまでのモデル事業と科研事業では、CDR の複数のメリットが明らかになった。これには「大容量の実データを扱うこと」、「個別事例の詳細な検証を行うこと、またその結果」、「各地域で、多職種が同じテーブルで討議する機会であること」、「多くの地域が同じ基準で実施する検証であること」等が含まれる。各地域によって、こどもの死亡数は大小あり、専門家の偏在もあることから、すべての自治体ですべてのこどもの死亡事例について検証することは現段階では困難であるが、例えば「専門家の存在する限定地域で検証を実施する」「参加可能である職種の専門家のみで実施する」「それぞれの地域で検証する事例を個別に選定する (たとえば年齢で区切る、事例数で区切る、等)」方法

なども検討し得ると考えられた。

#### 5. 誰による事業であるべきか

以前わが国の CDR は、医療者による医学研究として探索された。現在では、行政主導の事業として探索され社会実装が目指されており、パラダイムシフトとも言える大きな変革である。

ただし、行政事業としての評価指標が設定しづらく、行政として予防策が出やすい・取り組みやすい事例のみが扱われるという選択バイアス等の懸念は存在する。これらの選択バイアスを避けるためにも、検証されるべき事例の一定の基準が定まっていることが重要である。

※ 本稿は令和 4 年度研究報告として作成されたのち、令和 6 年 3 月に加筆修正された。修正時点では法令の解釈等に変化も観察されるが、本稿は作成当初の背景を鑑みて当該部分の記載を残している部分があることに注意を要する。修正作業において、諸機関の多大なご助力を頂いたことに深謝したい。

### E. 結論

CDR は目に見える短期的な利点を社会にもたらす制度ではないが、こどもに対して安全な社会を提供するという、インフラストラクチャーの整備事業といえる。CDR の取組を積み重ねることによって、地域の安全性が向上していくことが考えられる。このような「将来の安全性に対する長期的な取組」であることが、最初から誤解なく訴えられなければならない。

### F. 健康危機情報

(特記すべきことなし)

### G. 研究発表

1. 論文発表
2. 学会発表

(いずれも該当なし)

### H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
2. 実用新案登録
3. その他

(いずれも該当なし)